

宮城県との「防災上の連携・協力に関する協定」の締結について

山形県総務部危機管理室

このたび宮城県と「防災上の連携・協力に関する協定」を締結いたしました。
災害に備えた常時連絡体制の構築、適切な応援調整のための連絡調整・応援支援計画の作成、合同訓練の開催、総合防災訓練、図上訓練の相互参加を行い、応援体制の充実を図るものです。

防災上の連携・協力に関する協定

この協定は、大規模災害時に備え、宮城県及び山形県（以下「両県」という。）が、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」（以下「8道県相互応援協定」という。）に基づく相互応援を迅速かつ円滑に遂行するため、平常時における両県の防災上の連携・協力の推進に関する基本的事項について定めるものとする。

第1 円滑な応援調整体制の整備

両県は、大規模災害時において、相互協力のもと迅速かつ円滑に応急措置を実施するため、常時連絡が可能な体制を整備する。

また、8道県相互応援協定の規定に基づき大規模災害時に、被災地の情報収集を迅速・円滑に行い、適切な応援調整を実施するため、連絡調整や応援支援のための計画を作成する。

第2 防災情報の共有化の推進

両県は、防災に関する基礎情報及び防災対策施策に関する情報を共有するとともに、防災行政無線、防災情報システム等の活用による災害情報の共有体制の構築について検討する。

第3 相互交流の推進

両県は、大規模災害の発生に備え、合同訓練の開催や総合防災訓練、図上訓練等への相互参加を推進するとともに、関係部局間における意見交換等を推進する。

また、両県は、大規模災害時における連携・協力体制を充実・強化するため、両県管内の市町村、民間企業、NPO、関係団体等の防災関係機関相互の連携・協力体制の整備を促進する。

第4 物資・資機材等の迅速な提供体制の整備

両県は、大規模災害時に備え、食料品、飲料水、毛布等の生活必需物資の備蓄や防災資機材等の整備を推進するとともに、災害時に迅速な提供が行えるよう体制の整備を図る。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、両県がそれぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成18年12月26日

宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号
宮城県知事 村井嘉浩

山形県山形市松波二丁目8番1号
山形県知事 齋藤弘